

北播磨総合医療センター企業団職員の育児休業等に関する規程

〔平成 25 年 4 月 1 日〕
〔企業管理規程第 10 号〕

改正	平成 27 年 4 月 1 日	企業管理規程第 5 号
	平成 29 年 3 月 1 日	企業管理規程第 3 号
	平成 30 年 3 月 1 日	企業管理規程第 2 号
	令和 2 年 3 月 1 日	企業管理規程第 1 号
	令和 4 年 2 月 7 日	企業管理規程第 2 号
	令和 4 年 10 月 1 日	企業管理規程第 13 号
	令和 5 年 4 月 1 日	企業管理規程第 3 号
	令和 7 年 10 月 1 日	企業管理規程第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）及び北播磨総合医療センター企業団職員の育児休業等に関する条例（平成 25 年北播磨総合医療センター企業団条例第 10 号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第 2 条第 4 号ア(イ)の規程で定める非常勤職員）

第 2 条 条例第 2 条第 4 号ア(イ)の規程で定める非常勤職員は、1 週間の勤務日が 3 日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で 1 年間の勤務日が 121 日以上である非常勤職員とする。

（条例第 3 条第 3 号及び第 3 条の 2 の規程で定める特別の事情）

第 2 条の 2 条例第 3 条第 3 号及び第 3 条の 2 の規程で定める特別の事情は、条例第 5 条第 1 号から第 4 号までに掲げる事情とする。

（条例第 3 条第 3 号ウの規程で定める場合）

第 3 条 条例第 3 条第 3 号ウの規程で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第 3 条第 3 号ウに規定する当該子について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等による保育の

利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

- (2) 常態として条例第3条第3号ウに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法第（明治29年法律第89号）817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下この号において「養子縁組里親」という。）である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。以下この項において同じ。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合

エ 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

- (3) 第2条の2に規定する事情に該当した場合

（条例第3条の2第3号の規程で定める場合）

第3条の2 前条の規定は、条例第3条の2第3号の規程で定める場合について準用する。この場合において、前条中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

（育児休業の承認の請求手続）

第4条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（様式第1号）により行い、条例第5条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月（次に掲げる場合は、2週間）前までに行うものとする。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第5条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

- (2) 条例第3条第3号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合
- (3) 条例第3条の2の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合
- 2 前項の請求書には、申請に係る子の氏名、請求者との続柄等（当該子が育児休業法第2条第1項において子に含まれるものとされる者に該当する場合にあっては、その事実）及び生年月日を証明する書類を添付しなければならない。
- 3 企業長は育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求した職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、任期を定めて採用された職員が条例5条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りではない。
- （育児休業の期間の延長の請求手続）
- 第5条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第5条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに行うものとする。
- (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第5条の2に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日される日があることとなるものに限る。）
- (2) 条例第3条第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業
- (3) 条例第3条の2の規定に該当してしている育児休業
- 2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。
- （育児休業をしている職員が保有する職）
- 第6条 育児休業をしている職員は、育児休業の承認を受けた時占めていた職を保有するものとする。ただし、当該承認を受けた後に職を異動した場合には、その異動した職を保有するものとする。
- 2 前項の規定は、当該職を他の職員をもって補充することを妨げるものでは

ない。

（育児休業に係る子が死亡した場合等の届出）

第7条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を企業長に届け出なければならない。

- (1) 育児休業に係る子が死亡した場合
- (2) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合
- (3) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合

2 前項の届出は、養育状況変更届（様式第2号）により行うものとする。

3 第4条第3項本文の規定は、第1項の届出について準用する。

（育児休業をしている職員の職務復帰）

第8条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたとき（条例第7条に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

（育児休業の承認等の通知）

第9条 企業長は、次に掲げる場合には、職員に対して、文書で通知しなければならない。

- (1) 育児休業を承認する場合
- (2) 育児休業の期間の延長を承認する場合
- (3) 育児休業をした職員が職務に復帰する場合
- (4) 育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し、引き続き当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第10条 育児休業をした職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日以後における最初の職員の昇給日（北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（平成25年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第14号）第30条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（育児休業に伴う任期付職員の採用等の通知）

第11条 企業長は、次の各号に掲げる場合には、育児休業法第6条第1項の

規定により任期を定めて採用される職員（以下「任期付職員」という。）に対し、文書で通知しなければならない。

- (1) 任期付職員を採用する場合
- (2) 任期付職員の任期を更新する場合
- (3) 任期の満了により任期付職員が退職する場合

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第12条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認請求書（様式第3号）により行うものとする。この場合において、条例第10条第6号に規定する育児短時間勤務計画に基づき再度の育児短時間勤務の承認の請求を予定する職員は、併せて育児短時間勤務計画書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 第4条第3項本文の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長請求について準用する。

（育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出）

第13条 第7条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

（育児短時間勤務等の承認等の通知）

第14条 企業長は、次に掲げる場合には、職員に対して、文書で通知しなければならない。

- (1) 育児短時間勤務を承認する場合
- (2) 育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合
- (3) 育児短時間勤務の期間が満了し、育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は育児短時間勤務の承認が取り消された場合
- (4) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合

（育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の採用等の通知）

第15条 企業長は、次の各号に掲げる場合には、育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用される短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に対し、文書で通知しなければならない。

- (1) 任期付短時間勤務職員を採用する場合
- (2) 任期付短時間勤務職員の任期を更新する場合
- (3) 任期の満了により任期付短時間勤務職員が退職する場合

（部分休業）

第16条 企業長は、職員がその9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）を請求した場合において、公務の

運営に支障がないと認めるときは、これを承認することができる。ただし、次に掲げる職員は、部分休業の請求をすることができない。

- (1) その者に定められた1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間以上の勤務日がある非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）
 - (2) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- 2 前項の規定による部分休業の請求をしようとする職員は、毎年4月1日から翌年3月31日の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲のうちいずれかの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを企業長に申し出るものとする。
- (1) 1日につき2時間を超えない範囲内
 - (2) 次に掲げる職員の区分に応じて定める時間を超えない範囲内
 - ア 非常勤職員以外の職員 77時間30分
 - イ 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間
- 3 前項の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の前項の規定による申出（以下「第2項申出」という。）時に予測することができなかった事実が生じたことによりこの項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育に著しい支障が生じると企業長が認める事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。
- 4 第2項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、第1項の規定による部分休業の請求をすることができる。

（第1号部分休業の承認）

第17条 前条第2項第1号に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、15分を単位として行うものとする。

- 2 北播磨総合医療センター企業団職員就業規程（平成25年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第8号）第37条の2の

規定による介護時間（以下この項において「介護時間」という。）又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該介護時間又は当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が北播磨総合医療センター企業団会計年度任用職員の勤務時間等に関する規程（令和2年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第2号）第10条の規定による介護時間（以下この項において「介護時間」という。）又は育児時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該介護時間又は当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第17条の2 前条第2項第2号に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数（部分休業の承認の請求、第2項申出及び第3項変更の手続）

第18条 部分休業の承認の請求、第2項申出及び第3項変更は、部分休業簿（様式第5号）により行うものとする。

- 2 第4条第2項及び第3項本文の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

（部分休業の承認の取消事由）

第19条 部分休業の承認の取消事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 部分休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該部分休業に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合

(2) 職員が第3項変更をした場合

(部分休業を理由とする不利益取扱いの禁止)

第19条の2 職員は、部分休業を理由として、不利益な取扱いを受けることはない。

(補則)

第20条 この規程に定めるもののほか、職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業に関して必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日企業管理規程第5号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月1日企業管理規程第3号)

この規程は、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。ただし、第2条の規定による北播磨総合医療センター企業団職員の勤務時間等に関する規程別表第1の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月1日企業管理規程第2号抄)

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第4条及び第7条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月1日企業管理規程第1号抄)

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第2条、第5条、第7条、第9条、第11条及び第13条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月7日企業管理規程第2号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年10月1日企業管理規程第13号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月23日企業管理規程第3号抄)

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年10月1日企業管理規程第8号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第 4 条の規程による改正後の北播磨総合医療センター企業団職員の育児休業等に関する規程第 1 6 条第 2 項の規定の適用については、同項第 2 号ア中「7 7 時間 3 0 分」とあるのは「3 8 時間 4 5 分」と、同項第 2 号イ中「1 0」とあるのは「5」とする。